

湖国の感動 未来へつなぐ

わたSHIGA輝く国スポ



第79回国民スポーツ大会

2025 JAPAN GAMES

軟式野球競技会



2025年(令和7年)10月4日(土)ー7日(火)



東近江市 太郎坊宮



甲賀市 信楽焼大たぬき



草津市 草津宿本陣



守山市 BIWAKO モニュメント



日野町 日野祭



近江八幡市 八幡堀めぐり



会場

(A)東近江市ひばり公園湖東スタジアム (B)甲賀市民スタジアム
(C)草津グリーンスタジアム (D)守山市民球場
(E)日野町大谷公園野球場 (F)カローラ滋賀はちまんスタジアム



主催



公益財団法人日本スポーツ協会 / 文部科学省 / 公益財団法人全日本軟式野球連盟
滋賀県 / 東近江市 / 甲賀市 / 草津市 / 守山市 / 日野町 / 近江八幡市

国民スポーツ大会



国民スポーツ大会(国スポ)は、広く国民の間にスポーツを普及し国民の体力向上を図るとともに、地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与することを目的として、毎年開催される国内最大の総合スポーツ大会です。

都道府県対抗で行われる正式競技・特別競技・公開競技のほか、年齢・性別・障害のあるなしを問わず、誰もが参加することができるデモンストラティオンスポーツが実施されます。

第79回国民スポーツ大会

大会愛称

わたSHIGA輝く国スポ

選手、ボランティアをはじめ、滋賀県で開催するこの大会に関わるすべての人が、様々な場面で主役として光り輝き、夢や感動、連帯感を共有できる大会を目指します。

大会スローガン

湖国の感動 未来へつなぐ

「琵琶湖」を擁する湖国滋賀で生まれた感動が、この大会に関わるすべての人の心に刻まれ、明日への活力、未来への希望として将来にわたって引き継がれるようにとの願いが込められています。

大会マスコットキャラクター

琵琶湖に生息する固有種「ビワコオオナマズ」をモチーフにしたキャラクターです。



■ キャットフィー

どんくさいわりにチャレンジ精神が旺盛で何事にも一生懸命。子ども好きで人を楽しませることが大好きです。



■ チャットフィー

「キャットフィー」の幼なじみで、昔から仲の良い友達です。泳ぐことは得意ですが、陸のスポーツは少し苦手で「キャットフィー」に教えてもらっています。

「キャットフィー」と「チャットフィー」を合わせて「キャッチ」。人の心をキャッチする、という意味が込められています。



目 次

あいさつ

公益財団法人 日本スポーツ協会 会長	遠 藤 利 明	1
文部科学大臣	あ べ 俊 子	2
公益財団法人 全日本軟式野球連盟 会長	山 口 宏	3

歓迎のことば

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 実行委員会会長 滋賀県知事	三日月 大 造	4
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 東近江市実行委員会会長 東近江市長	小 椋 正 清	5
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 甲賀市実行委員会会長 甲賀市長	岩 永 裕 貴	6
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 草津市実行委員会会長 草津市長	橋 川 涉	7
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 守山市実行委員会会長 守山市長	森 中 高 史	8
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 日野町実行委員会会長 日野町長	堀 江 和 博	9
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 近江八幡市実行委員会会長 近江八幡市長	小 西 理	10
滋賀県軟式野球連盟 会長	奥 村 展 三	11

授与規程

天皇杯・皇后杯授与規程	12
会長トロフィー授与規程	13

競技会名簿

大会役員	15 ~ 18
競技会役員	19 ~ 22
競技役員（共通）	23
会場地別競技役員・補助員	24 ~ 29
実施本部（競技会係員・補助員）	30 ~ 35



実施要項

総則	37 ～ 55
軟式野球競技実施要項	56 ～ 60

開始式・表彰式

開始式・次第	62
第1位・第2位表彰式・次第	63
第3位～第8位表彰式・次第	64

競技日程・組合せ表

競技日程	67
組合せ表	68 ～ 69

競技会場

全体会場案内地図	71
各会場案内地図	72 ～ 77

参加者名簿

都道府県別参加人数一覧	79
監督・選手名簿	80 ～ 111

軟式野球競技の案内

競技の見方・採点方法	113
栄光の跡	114 ～ 116
過去3大会結果一覧	117 ～ 119

関係機関連絡先

競技会関係連絡先一覧	121
医療機関連絡先一覧	122



あいさつ

公益財団法人 日本スポーツ協会

会長 遠藤 利明

約400万年の歴史を持つ日本最大で最古の湖である琵琶湖を中心に雄大な風景が広がり、古くから日本の文化や経済の先進地として栄えたここ滋賀県において、第79回国民スポーツ大会が開催されますことは、誠に喜ばしい限りです。

大会愛称である「わたSHIGA輝く国スポ」のとおり、大会に関わる全ての方々が主役となり、光り輝くことができる大会となることを願っております。

スポーツは、目標に向かっての努力と達成感、そして観戦する人をワクワクさせ、楽しく、心を動かすものであるからこそ、人々を、社会を元気にする力を持ちます。

本年6月、14年ぶりに改正されたスポーツ基本法では、スポーツを「する」「みる」「ささえる」に加え、「集まる」「つながる」として明示されています。

厳しい予選を勝ち抜き、郷土の代表として集まったアスリートの皆様には、フェアプレーを通じて友情を深め、つながり、スポーツが楽しいものであることを体現いただき、開催地の皆様とも交流を深め、全国にスポーツの力と滋賀県の魅力を発信する伝道者になっていただければ幸いです。

さて、昭和21(1946)年にスタートした「国民体育大会」は、昨年「国民スポーツ大会」へ名称を変えて新たなスタートを切るなど、大きな変革期にあります。

日本スポーツ協会では、本年3月、「今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議」から示された「提言」に基づき、国民の皆様がこれまで以上にワクワクし持続可能な魅力ある大会となるよう、様々な改革に取り組んでいくこととしています。

結びに、本大会の開催にあたり、長年諸準備にご尽力いただきました、地元滋賀県をはじめ関係の皆様方のご支援、ご協力に対し心から深く感謝申し上げます。



あいさつ

文部科学大臣

あべ 俊子

天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、ここ滋賀県において第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」が盛大に開催されますことを、誠に喜ばしく存じます。

滋賀県は、日本最大の湖である「琵琶湖」、四季折々の表情を見せる「伊吹山」等、美しく彩りある豊かな自然の魅力にあふれ、世界文化遺産である「比叡山延暦寺」や国宝「彦根城」等、歴史と文化が息づく県です。

昭和56年のびわこ国体以来44年ぶりの滋賀県での開催となり、「湖国の感動 未来へつなぐ」をスローガンに、県全域を舞台に熱戦が繰り広げられます。

また、本大会は、様々な場面で環境に配慮した取組を行い、スポーツの力を活用し、持続可能な社会づくりに貢献していくすばらしい大会となっています。「わたSHIGA輝く国スポ」が、国民に夢と感動、連帯感を共有できる大会、また、開催地である滋賀県の活性化に資する大会となりますことを心から願っております。

郷土の代表として参加される選手の皆さんが、これまで積み重ねてこられた練習の成果を思う存分発揮され、我が国の国際競技力の向上が図られるとともに、この機会に全国の仲間や滋賀県民の皆さんとの交流の輪を広げられ、思い出に残る大会となりますことを期待しております。

昨年度は、パリオリンピック・パラリンピック競技大会が、今年度は東京2025世界陸上競技選手権大会、第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025、ミラノ・コルティナ2026冬季オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、国民のスポーツへの関心はますます高まっているところです。

文部科学省としましても、アスリートや子供たちの活動の機会を確保し、スポーツの持つ力やすばらしさが社会の活力につながるよう関係の皆様と一丸となって取組を進めてまいります。

結びに、「わたSHIGA輝く国スポ」の開催に当たり御尽力いただいた地元滋賀県、会場となる各市町をはじめとする関係の皆様の御支援、御協力に対し、心から敬意と感謝の意を表しまして、御挨拶といたします。

令和7年7月31日



あいさつ

公益財団法人 全日本軟式野球連盟

会長 山口 宏

第79回国民スポーツ大会が、琵琶湖を中心とした風光明媚な景色と、古くから文化・経済の先進地として栄えた寺社や戦国時代の英傑たちの足跡など、奥深い歴史文化が残る、ここ滋賀県において盛大に開催されますことに心から感謝申し上げます。

厳しい予選を勝ち抜き見事、都道府県代表になられた精鋭32チームの選手の皆さん、ご出場おめでとうございます。本大会は、地域スポーツの振興と地方文化の発展に大きく寄与し、国民生活を明るく豊かにすることを目的に昭和21年より開催され、国内最大のスポーツの祭典として、スポーツの普及とスポーツ精神の高揚ならびに国民の健康増進と体力の向上を図ってきました。選手の皆さんにおかれましては、都道府県代表として正々堂々とフェアプレイを心がけ、これまで積み重ねてこられた練習の成果を存分に発揮し、トップクラスが集う本大会の頂点を目指して大熱戦を繰り広げていただくとともに、思い出深い大会となることを念願しております。

当連盟は安全で安心、楽しみ・親しみ・誰とでも・いつでも・どこでもできる地域に根差した軟式野球を目指し、アスリートセンタードの考えを念頭に置き、時代の変化に沿った競技会運営やシステム構築など野球活動環境の改善に努めてまいります。また、広く愛され信頼される組織構築のため、加盟団体・関係団体等との連携体制を強固にして事業を推進し、競技力・大会認知度の向上、生涯スポーツの推進に対応してまいります。

結びに、本大会の開催に際し、多大なるご尽力を賜りました滋賀県軟式野球連盟をはじめ、東近江市、甲賀市、草津市、守山市、日野町、近江八幡市の関係各位には、深甚の敬意を表するとともに、本大会が全ての皆様との絆が深まる素晴らしい大会となりますよう御祈念申し上げ、ごあいさついたします。



歓迎のことば

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会会長

滋賀県知事 三日月 大造

天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、全国から選手・役員の皆様をはじめ多くの方々をお迎えし、ここ滋賀県において「わた SHIGA 輝く国スポ」を開催できますことは、この上ない喜びであり、県民を代表して心から歓迎申し上げます。

また、本大会の開催にあたり多大な御支援と御協力を賜りました関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

本大会は、「湖国の感動 未来へつなぐ」をスローガンに掲げ、年齢、性別、障害のあるなしを問わず、すべての人が様々な場面で主役として光り輝くとともに、大会を通じて湖国滋賀で生まれた夢や感動、連帯感が、大会に関わるすべての人の心に刻まれ、明日への活力、未来への希望として将来にわたって引き継がれることを目指しています。

大会における共生社会の実現に向けた取組や環境配慮の実践、さらには心のこもったおもてなしなど、長年培ってきた滋賀ならではの視点により、みんなが輝く大会にしたいと考えております。

本県は、我が国最大の湖である琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境や、古くから交通の要衝として栄えてきた歴史を有するとともに、先人が人と人、人と自然のつながりの中で育んできた文化が今も脈々と息づいています。是非、滋賀のリズムに触れていただき、心のリズムを整え、本県での滞在を楽しんでください。

選手の皆様方におかれましては、日頃の練習の成果を存分に発揮されますとともに、地域をこえた交流に触れ、本大会を思い出に残る素晴らしい大会にしたいと存じます。

結びに、本大会に関わる皆様の御健勝と御多幸を心から祈念申し上げ、歓迎のことばといたします。



歓迎のことば

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 東近江市実行委員会会長

東近江市長 **小椋 正清**

第 79 回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」軟式野球競技会を東近江市で開催できますことを嬉しく思います。また、全国から来場されます選手・監督をはじめとするチーム関係者の皆様、これから繰り広げられる熱戦を楽しみに御来場いただく観客の皆様に市を代表して心から歓迎の意を表します。

東近江市は、滋賀県の南東部に位置し、鈴鹿の山々から琵琶湖までが一つの市域となった「森・里・川・湖」の多様性のある自然の上に、千年を超える歴史、文化、伝統が息づくまちです。この豊かな自然と地域で育まれた特産品として、「近江米」や「近江牛」などがあり、日本経済の礎を築いた「近江商人」、ろくろ技術を全国に広めた「木地師」の発祥の地として知られています。この機会に東近江市の多彩な魅力に触れていただき、大会終了後にも再び東近江市へお越しいただければ幸いです。

さて、今大会は 1981 年の第 36 回大会以来、実に 44 年ぶりの滋賀県での開催となります。全国からお越しになる皆様をはじめ、多くの市民が喜びと感動にあふれる、心に残る大会となるよう準備を進めてまいりました。本大会では全国から代表 32 チームが一堂に会し、優勝を目指して、熱戦が繰り広げられます。出場される選手の皆様には、日ごろの練習の成果を存分に発揮され、野球ファンを魅了していただけるものと期待いたしております。また、この大会を通して、選手相互の親睦と交流の輪を大いに広げていただきたいと存じます。

結びに、今大会の開催に御尽力いただきました関係者の皆様に心から感謝を申し上げますとともに、大会の成功と選手の皆様の御健闘を心からお祈り申し上げ、歓迎のことばといたします。



歓迎のことば

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 甲賀市実行委員会会長

甲賀市長 岩永 裕貴

第 79 回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」軟式野球競技会が、ここ甲賀市において盛大に開催されますことを誠に光栄に存じます。全国各地よりお越しの選手・監督、ならびに大会関係者の皆様を、心より歓迎申し上げます。

本大会は、昭和 21 年にはじまった「国民体育大会」が、昨年の第 78 回大会「SAGA2024」より「国民スポーツ大会」として新たな名称となり、今年で 2 年目を迎えます。名称は変わりましたが、スポーツを普及し体力向上を図るとともに、地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するという本来の目的は、今もなお変わることなく受け継がれております。

滋賀県での開催は、昭和 56 年の「びわこ国体」以来、実に 44 年ぶりとなります。この記念すべき大会の軟式野球競技が、ここ甲賀市で開催されることは、市民にとっても大きな喜びでございます。

本市は、やきものに適した土に恵まれ、約 800 年の歴史を誇る「信楽焼」の産地であるとともに、戦国時代に各地で活躍した「甲賀忍者」発祥の地としても知られ、共に日本遺産に設定されています。また、忍者が培った薬の知識が全国に広まったことから、古くから「薬のまち」としても名高く、現在も製薬業が盛んな地域です。さらに、土山や朝宮のお茶、種々の地酒など豊かな特産品も皆様をお迎えいたします。ぜひ甲賀の歴史や文化、自然や味覚にもふれていただき、心に残るひとときをお過ごしください。

また、本大会を開催するにあたり、軟式野球競技会の会場となる甲賀市民スタジアムの大規模改修を行いました。選手の皆様が日頃の練習の成果を存分に発揮され、最高のパフォーマンスを見せてくださることを楽しみにしております。全国から集う多くの選手の皆様が親睦を深め、思い出に残る大会となりますことを心より願っております。

結びに、本大会を開催するにあたりご尽力いただきました関係者の皆様に、心より感謝を申し上げますとともに、選手の皆様がそれぞれに「わたしが輝く」大会となるよう、ご活躍をお祈りし、歓迎のことばといたします。



歓迎のことば

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 草津市実行委員会会長

草津市長 橋川 渉

第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」軟式野球競技が、ここ草津市で開催できますことを大変嬉しく思いますとともに、全国各地からお越しの選手や監督、関係者の皆様を、草津市民を代表して心から歓迎いたします。

「わた SHIGA 輝く国スポ」は、昭和56年に開催された第36回国民体育大会「びわこ国体」以来、44年ぶり2回目の開催となり、草津市では軟式野球競技をはじめとする5競技8種目の正式競技を行います。

軟式野球は子どもから大人まで、幅広く親しまれており、「するスポーツ」としても「観るスポーツ」としてもたいへん魅力的な競技です。軟式野球の会場となる「草津グリーンスタジアム」につきましては、平成12年9月に供用開始以降、多くの野球大会の会場として、また元プロ野球選手の野球教室等にも利用されております。「わた SHIGA 輝く国スポ」開催決定後には、芝生エリアの張替えや電光掲示板のLED化を行いましたので、本大会が草津市で開催されることで、今後も多くの方々に御利用いただき、ますます軟式野球の競技人口が増えていくのではないかと嬉しく思っているところです。

全国から訪れる多くの方々を心のこもったおもてなしで温かくお迎えするとともに、夢や感動、連帯感を共有できる大会となるよう、市民総参加で準備を進めてまいりました。

ふるさとを代表して出場される選手の皆様におかれましては、日頃の厳しい練習の成果を遺憾なく発揮されるとともに、本大会が、皆様にとって更なる飛躍と交流の場となりますことを期待しております。

草津市は、古くから東海道と中山道が分岐・合流する宿場町として、また交通の要衝として栄えており、当時の面影を残す貴重な史跡である「草津宿本陣」や、一年を通して数多くのスイレンの花を觀賞いただける「水生植物公園みずの森」、草津市の新しい観光スポットとして天井川であった廃川敷地を整備した、一年を通して四季折々の花が咲いている「草津川跡地公園」などにもお立ち寄りいただけると幸いです。

結びに、本大会の開催にあたり、多大なる御尽力を賜りました関係者の皆様に深く感謝申し上げますとともに、選手の皆様の御活躍を祈念いたしまして、歓迎のことばといたします。



歓迎のことば

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 守山市実行委員会会長

守山市長 **森中 高史**

第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」の軟式野球競技（成年男子）が、この守山市において、全国各地から選手、監督および大会関係者の皆さまをお迎えし、盛大に開催できることは大変喜ばしく、守山市民を代表いたしまして、心から歓迎申し上げます。

本市において、正式競技はサッカー、バレーボール、ソフトボール、軟式野球の4競技を実施いたしますが、大会の成功と来場者の皆さまに心を込めた最高のおもてなしをお届けできるよう、これまで市全体で一丸となって準備を進めてまいりました。

本大会が選手の皆様にとって、日頃の練習の成果と、鍛え上げられた力と技を存分に発揮する機会になるとともに、選手同士の交流や絆が生まれ、全ての来場者の皆さまにとって心に残る大会となりますことを願っております。

守山市では、『誰もが』『どこでも』『いつまでも』レッツスポーツ！～『健康元気なまち』をめざして～』をスローガンとして掲げ、子どもの外遊びの推進や働き世代・子育て世代の運動習慣づくり、高齢者の生きがいづくり等に力を入れております。

また、春は桜、夏はホタル、秋はコスモス、冬は菜の花といった自然環境に恵まれたのどかな田園都市で、かつて中山道の宿場町として栄えた街並みが現在も残っています。特に滋賀県が誇る琵琶湖の眺望が素晴らしく、第2なぎさ公園には「琵琶湖サイクリストの聖地碑」や「BIWAKO モニュメント」があり、ナショナルサイクルルートにも指定されている琵琶湖一周サイクリング「ビワイチ」の定番の記念撮影スポットとなっております。他にも自然豊かな公園や農産物直売所「おうみんち」、温浴施設など多数の観光施設がございますので、この機会に是非お立ち寄りください。

結びに、本大会の開催にあたり多大なるご尽力を賜りました関係者の皆様に深く感謝申し上げますとともに、本大会の成功と選手の皆様のご健闘を祈念いたします。



歓迎のことば

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 日野町実行委員会会長

日野町長 堀江 和博

第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」軟式野球競技会が、ここ日野町において盛大に開催できますことは、誠に光栄であり、心から感謝申し上げます。また、全国各地からお越しいただいた選手の皆様、応援に来られたご家族、大会関係者の皆様に心より歓迎いたします。

選手の皆様にはこれまで積み重ねてこられました日々の厳しい練習の成果をこの大舞台で十分に発揮し、各都道府県の代表として気迫あふれる全力プレーで熱戦を繰り広げ大会を大いに盛り上げていただけると期待しています。また、本大会の愛称である「わた SHIGA 輝く国スポ」のとおり、選手の皆様お一人お一人が輝き、本大会を通じてスポーツのすばらしさや感動が未来へ繋がるすばらしい大会となることを心より願っております。

さて、会場となります日野町は戦国大名「蒲生氏郷公」が築き上げた歴史ある町並みと天然記念物に指定されるホンシャクナゲ群落など、四季折々の花々が咲き誇る豊かな自然が広がっています。また、江戸時代に北関東を中心に活躍した「近江日野商人」の故郷でもあり、「売り手よし・買い手よし・世間よし」の「三方よし」の精神は、今も町の気風としてしっかり根づき、850年以上の歴史を持つ湖東地域最大のお祭りである「日野祭」をはじめとする伝統的な祭りともあいまって独特の生活文化を生み、日野町の発展の礎を築きました。その他にも、中世ドイツの農村を思わせる滋賀農業公園「ブルーメの丘」をはじめ観光施設には多くの観光客が訪れており、近江米や近江牛、近江日野産日野菜の産地でもあり多彩な食材に溢れています。本大会を通して日野町の自然や伝統、歴史ある町並み、農産物など、さまざまな魅力を感じていただき再び日野町にお立ち寄りいただければ大変うれしく思います。

本町といたしましても、選手の皆様が万全の状態での競技に臨んでいただくとともに、日野町の魅力を感じていただけるよう、心からのおもてなしで皆様をお迎えいたします。

結びに、本大会の開催にあたりご尽力いただきましたすべての皆様に深く感謝申し上げますとともに、選手の皆様のご活躍ならびに大会の成功と今後の軟式野球界の更なる発展を祈念いたしまして、開催にあたっての歓迎のことばといたします。



歓迎のことば

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 近江八幡市実行委員会会長

近江八幡市長 小西 理

第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」軟式野球競技会が、ここ近江八幡市において盛大に開催できますことは大変喜ばしく、全国各地からお越しいただきました選手・監督ならびに関係者の皆さまを、近江八幡市民を代表して心より歓迎申し上げます。

滋賀県では、昭和56年の「びわこ国体」以来44年ぶりとなる開催で、本市では、軟式野球競技をはじめとする正式競技4競技、公開競技1競技、デモンストレーションスポーツ1競技を行います。

軟式野球競技の会場である、カローラ滋賀はちまんスタジアム（近江八幡市立運動公園野球場）は今大会を機に改修工事を実施し、両翼100メートル、中堅122メートル、フィールド全面人工芝化、スコアボード全面LED化等本格的な野球場に生まれ変わりました。本市としましては、選手の皆さまが万全の状態で競技に専念できるよう、心のこもったおもてなしでお迎えさせていただきます。郷土の誇りを胸に日ごろの練習の成果を存分に発揮し、白熱した試合が繰り広げられることを祈念します。

近江八幡市は、滋賀県のほぼ中央に位置し、日本で唯一の淡水湖に浮かぶ人が暮らす島「沖島」、全国初の重要文化的景観である水郷地帯などの豊かな自然、さらに、近江商人を育てた八幡堀や織田信長が築いた安土城の城跡などの歴史的遺産が点在するとともに、風情が薫る景観が各所で受け継がれています。また、近江牛や近江米、湖魚を使用した佃煮や鮎ずしなども豊富にお楽しみいただけますので、「本場 近江八幡にしかないもの」をこの機会に満喫していただき、本市の様々な魅力を感じていただきたいと存じます。

結びに、本大会の開催にあたり、ご尽力を賜りました関係者の皆さまに深く感謝申し上げますとともに、選手の皆さまのご健闘とご活躍を心よりお祈り申し上げ、歓迎のことばとさせていただきます。



歓迎のことば

滋賀県軟式野球連盟

会長 奥村 展三

第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ 2025」軟式野球競技会がここ「さざなみきらめく湖国・滋賀」の東近江市、甲賀市、草津市、守山市、日野町、近江八幡市の6市町・6会場において、盛大に開催されますことは、誠に光栄でございます。

本大会の開催にあたりまして、全国各地からお越しになる皆様を 精一杯心のこもったおもてなしで、お出迎え出来ますよう関係者一同、準備を進めてまいりました。

この度、激戦を見事に勝ち抜かれ、出場を果たされました監督・選手の皆様をはじめ大会関係者の方々を心よりご歓迎申し上げます。

今大会を通じて、選手・役員はもとより地元の方々との出会いを大切に、友情の輪を深めていただき、心に残る大会にさせていただくことを願っております。

本大会に参加される監督・選手の皆様は、80年目を迎えました軟式野球連盟の歴史に残る素晴らしい大会となるよう立派なマナーとフェアプレーの精神のもと、日ごろの技術チームワークを十二分に発揮され悔いのないプレーを展開されますことを期待しております。

結びに、本大会の開催にあたり、多大なご支援・ご協力を賜りました全日本軟式野球連盟はじめ県・開催地6市町の各実行委員会ならびに関係者の皆様に、心から感謝を申し上げますとともに、選手の皆様の今後ますますのご活躍とさらなる軟式野球の普及・発展を願いつつ歓迎の言葉といたします。



国民スポーツ大会天皇杯・皇后杯授与規程

第1条 国民スポーツ大会開催基準要項第11項に基づき、天皇杯は、男女総合成績第1位の都道府県、皇后杯は、女子総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 天皇杯及び皇后杯は、総合閉会式に授与し、次回の総合開会式において返還する。

第3条 天皇杯又は皇后杯を授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

(1) 信託会社又は確実な金庫に保管する。

(2) 破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。

(3) 公益財団法人日本スポーツ協会が優勝都道府県名刻印のため又はその他の必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

第4条 本規程の改廃は、国民スポーツ大会委員会の決議を経て行う。

附 則 本規程は、昭和41年4月1日制定

昭和45年1月22日一部改定

昭和48年7月10日一部改定

昭和54年5月9日一部改定

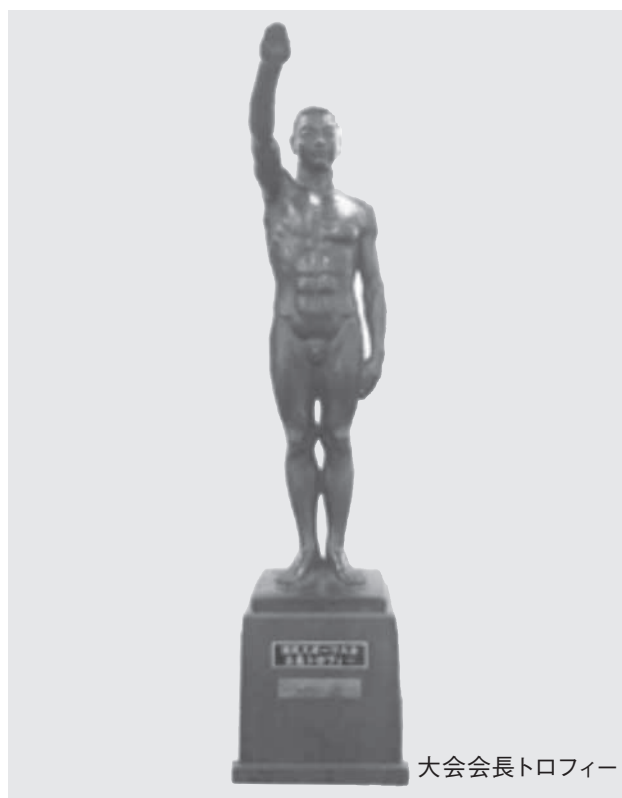
平成17年6月16日一部改定

平成22年3月17日一部改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

平成30年4月1日一部改定

令和6年1月1日一部改定



国民スポーツ大会会長トロフィー授与規程

第1条 国民スポーツ大会開催基準要項第11項に基づき、国民スポーツ大会会長トロフィー（以下「大会会長トロフィー」という。）は、正式競技別男女総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 大会会長トロフィーは、競技会表彰式に授与し、次回競技会において返還する。

第3条 大会会長トロフィーを授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

(1) 責任をもって保管する。

(2) 破損、紛失等の場合は当該都道府県の責任とする。

(3) 優勝の刻印を次回大会までに行なうものとする。ただし、第1条第2項の場合は、当該都道府県で協議して決めるものとする。

(4) 公益財団法人日本スポーツ協会が必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

第4条 本規程の改廃は、国民スポーツ大会委員会の決議を経て行う。

附 則 本規程は、昭和41年4月1日制定

昭和45年1月22日一部改定

昭和48年7月10日一部改定

昭和54年5月9日一部改定

平成17年6月16日一部改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

平成30年4月1日一部改定

令和6年1月1日一部改定

軟式野球競技会
競技会名簿



湖国の感動 未来へつなぐ

わたSHIGA輝く国スポ 2025

大会役員

2025年7月31日現在
(順不同・敬称略)

名誉会長

あ べ 俊 子

会長

遠 藤 利 明

副会長

益 子 直 美
室 伏 広 治

田 中 不 二 夫
三 日 月 大 造

三 宮 恵 利 子
河 本 英 典

森 岡 裕 策

顧問

伊 藤 雅 俊
岡 崎 助 一
室 伏 由 佳
櫻 井 香
笠 師 美
木 平 子
旗 生 定
藤 田 之
貝 瀬 司
多 氣 洋
吉 田 平
上 治 寿
馬 場 太
千 田 郎
加 藤 香
浅 見 一
建 部 出
齋 藤 弘
今 川 郎
古 城 久
田 茂 徹
城 熊 文
藤 一

森 川 喜 朗
越 村 松 均
鹿 島 さ 博
飯 塚 や 悟
中 嶋 丈 実
池 田 め 誠
藤 原 晃
森 崎 志
井 木 子
齋 永 仁
湧 口 宏
山 里 也
中 村 彦
田 山 正
市 谷 己
近 小 彦
知 前 和
生 千 重
北 條 賢
典 玲
俊 明

橋 本 聖 子
坂 元 和 要
湯 川 成 之
吉 岡 正 美
久 保 洋
小 寺 子
工 藤 之
室 城 久
土 橋 子
鬼 頭 美
多 賀 文
上 原 章
南 本 実
岡 田 周
蒔 中 博
田 石 美
丸 村 成
木 池 夫
園 谷 之
出 山 央
上 口 子
大 杉 信
奥 沢 之
田 山 子

安 西 孝 之
勝 田 隆
植 田 実
石 井 織
浦 木 子
桐 保 生
久 子 澄
金 丸 国
石 長 子
安 佐 淳
宮 大 司
山 崎 津
村 野 淳
中 崎 洋
井 上 衛
大 澤 子
田 山 弘
布 邊 美
谷 村 行
酒 新 人
新 井 彦
一

仁博次幸郎三敏藏樹隆美厚彦郎雄宏清子二一弘也人弘英也彦人朗一恭也昌實吾一
喜健恭慎太浩英康正久和一賢裕和正明祐俊益正れ雅善光拓和俊八守歲誠孝賢康

出山本本西邊戸成原良林中野野寺本掠浜澤合場田島田川城増川谷田部藤田宗田石田
井森山松小渡城宮藤奈小野矢上小宮小永深川馬河牧土笹岩達大熊新阿伊池越楨大塩

雄広浩三治一泰子治子一新宏子子英英人靖也明二一威成樹也士裕世剛章彦也純義郎
高智繁誠英祐章秀朝廣幸治裕展嘉和恒達英光真弘秀知清元英秀元達正祥俊

部本橋本尾村木木良藤部子村野村村浦本間山道村砂耕羽谷村野角野村藤山藤田口隈
田松高山横河青辛平佐菊武増有北武北杉宮仲富安中真世丹小北大花高大齋丸後山日

仁平樹之晃美希彦成弘子子健行子子ス彦地地泰子文室郎次子生子子司浩治二史男政郎直
清宏秀敏さひ祐勝幸隆妙純敦由レ泰聖大和裕恭玄喜一正素裕美祐伸達多知昭嗣誠益

見村永飼田本越柳元上津木口松野田藤井野木須屋丸谷野保川村藤田本谷橋岡部生
塩中福猪奥堂馬小岩川宇山赤浅嘉斎村草鈴三三金千永大久荒吉遠岡杉中高林村服麻

夫一雄伯彦幸稔武格朗司孝邦毅孝史悟勉子一志治男満男郎馨司一博浩隆俊泉英男博一
成博則和一一嘉正泰敏隆信定裕東直良章幸一有富義隆知岩隆デニ

崎西部田田藤中本本河菅澤城里岡り片藤森田田岡田井田匠田田本口脇崎田塚斐城
山今南増船近田藤藤大小寺金茂大こ目伊有坂藤砂豊村町番寶鶴福山馳田西宮荏大甲玉

顧問

俊人一人恵次紀隆子樹勝苗春利人誠二理貴也二司弘明順保郎稔子
國文誠真佳鉄利成啓秀 早千忠信 純 裕航純清昌英 太忠恵千

村河藤田口水沼 沢田 村田田吹田川西永田本 村田本西畑川田
有小加桐佐清菅谷中本東野松山伊保北小岩角寺堤野武山上田市太

彦也和史代行二郎史代則子恵也恵義一義健啓知寿寛昭文司幸治哉子
康和英浩千清清松太雅千重知三達佳隆陽宣 克国和 智博貴良恒智美智

井崎東村井田防中川木重田田村田木 見村城村津堂 澤田戸木野山
赤岩海河駒柴周田中節森窪園中中正原浅竹今有甲藤岸金山川三佐崎

子彦正二仁一則誠明宏人一之守人子晃成史子治久夫努伸祥太子宣雄
住政芳隆 栄幸 義武成真和 暁久美久一高加秀善良 義幸 とし弘孝

杉江村島野田井中波田沢井 村田原内島中浦田田井村林井野長西
大今奥川桑柴白田富野木土森中岡藤池田森松西藤市涌寺竹石草富大

子也江成学剛み樹隆行庸江弘彦一稔史司涉樹博良郎志一也成郎代和
圭辰泰昭 ひと英典和元織晃寛光 雅健 直和久祥二正博真泰健照弘

井狩川井里田水中口山上本本郷山井林藤川本江保橋倉本原圓橋村井
粉井小河九重清田谷中村岸塚東奥白小佐橋櫻堀久高熊山杉一高上赤

委員長

山 本 浩

副委員長

岩 田 史 昭 | 田 中 秀 和 | 辻 睦 弘

総務委員

松菅山熊江青	永原澤谷橋木	敬哲文利千克	子朗裕彦晴憲	稲田吉佐加安	垣崎田橋藤井	雄道崇誠和治	公博弘和	笠松出田小西	野田崎内澤島	英基和慎大義	弘子夫也樹典	藤田野下野	加三宇山佐	光礼栄博	国一武次之
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	------	-------

委員

平松渡寺中鈴田菅渡井吉金政寺南門加太金村杉高松久笠吉高須東井竹寺渡	野本邊澤梶木口原辺本田子岡垣野藤田田松浦橋本米井野野藤瀬上内崎敷	了夫郎淳則広祐幸雄亘子裕大介広裕樹美人也紀二正成行郎洋司人哲勝巳之	康太秀章大正久由美和航佑芳久雄真貴達美健守和康賢一瑞勇義俊雅通	高福佐黒安川平高三関杉野坊田池清鈴高新井藤吉松高尾横遠角酒今松荒綾	橋士間川藤口井橋井根本口中本水木野保澤田村本田鷺山藤田井後井木部	一洋司男美巖治昇壽子二里花大子子敦規暢行司浩子行成和哉司洋彦守治也	聖幸裕重正宏千明好友百遥佳直正克隆宗綾孝一美信真雅元健吉	吉栗品舟加和岸長鈴中東品小宇横高瀬岩戒林曾中田辻松山千柄碓沼吉平	村原田喜藤田川南木山野治原高江井谷埜田我嶋口岡山元葉澤井田岡江	政奥信憲剛哲信二眞恵百章弘和尚直由香純新英度尚雅宏守直公	弘崇義生二潔之生吾男子子映広昭紀男史里史学也也幸良史也之稔弘彦一	若細濱高宮岡西衛山越川富田近沼見大深児稲木前河前濱宮菅竹武田刈黒	月野野野川泉原藤中前口澤口藤波田貫谷玉葉原田口田本城間内田部谷木	光良斗敬博浩雅佑雅茂大祐晶晴哲康英義昌直裕延知右衛門孝一郎	等史勉修輔茂男輔史司三也紀潤輝紀輔紀香伸也博史朗宏人晃和巳門孝一郎
-----------------------------------	----------------------------------	-----------------------------------	---------------------------------	-----------------------------------	----------------------------------	-----------------------------------	------------------------------	----------------------------------	---------------------------------	------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	-------------------------------	-----------------------------------

競 技 会 役 員

(順不同・敬称略)

競技会名誉会長

小堀 椋江 正和 清博	岩小 永西 裕貴 貴理	橋川 涉	森中 高史
-------------	-------------	------	-------

競技会会長

山口 宏

競技会副会長

堺奥山加 村本納 充芳成治 廣正靖夫	奥森樋太 村口田 展貴泰明 三尉司文	久西岩 保河城 九正弘 雄樹宜	治加長 武納谷川 俊倫 明隆人
--------------------	--------------------	-----------------	-----------------

競技会顧問

木中安菊葉白赤大佐蓮十八池西藤安	下村岡池梨井尾森藤岡川江田村田田	宗敏豊徳 正正輝 靖佳利 隆善寛	昭治実男衛一雄英進之久春徹行久次	遠長加北中長砂千下山渡馬又渡立安	山野藤澤島島塚田川村邊場吉邊岡田	昌昭廣松 昭隆喜俊貞一成民邦秀全	夫彦美一宏久広治樹夫志志人男寿男	石小本大樋向川猫本橋三後西杉藤	原林間久保口山田田本石藤崎浦田	廣三俊正半敏達 雅尚文一 和雅	士郎三樹司宏男孝一理隆彦彰人也	武富井戸端田川本野谷村淺本田中本本	内永端田川本野谷村淺本田中本本	繁茂隆良俊智 正啓欣一 將英長	和巳雄雄治章宏雄史貞満豊之夫一
------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-------------------	-----------------	-----------------	-----------------

競技会参与

石阿大鈴宮市前原篠	井部嶋木川田田野原	秀泰和 豊良晋勝一	行尚幸浩彦夫也彦夫	小栗森成北志竹松武	野原田島田賀田本知	元久進幹和眞和英浩	樹治一夫彦男正唯二	高宮小北山飯金鶴光	野下泉島本田田田富	喜護作一満郎吾信隆	秀喜公 良眞政	丹野宇山田細奈南菰	尾口川田中見井側田	喜武顕光滋丈	裕訓男浩高樹治弘浩
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	---------	-----------	-----------	--------	-----------

賢峰治雄己一誠吉男博彦子玄三彦広進介樹剛克子剛海則資雄晶彦子美子恵子喜子治夫子子勵希規子志子
正 光克信敏末一和直典高丈則和 裕仁 喜律 裕政浩茂 昌壽美浩佳花洋秀佳勝英聰弘 吉壽直正淳

藤島森森原澤村湖本江本内田井中木村井島目倉中本田川江肥田本井井原本本田本西木上元木西田辻倉原山
衛中藤荀関小岡西松堀山竹安田鈴中福中糸小田橋西瀬横土福藤筈福藤川枿松山中青三山玉小池小高川圓

隆三次男郎一男子三夫治治男均幸巳郎子司夫広人行美和德治織尉男夫子和哉之樹彦務輔子士子美緑子尚
健辰禎治義輝八重幸増徳保由 英昌慶太麗幾則光新隆和宏美香詩貴邦恒恵佐智貴勇定 祐陽彦顕登世 優秀

岡岷川田木中良村井田田橋澤上 梶木田古村岡中村垣元島中 邊江永田口矢藤鄉村 原田山 内井更
村澤中安高田小奥福津森大西井辻小村北瀬奥山田西西山中田田森渡今松上谷野後久松南森岡松森里村大

弘勉文郎次和治彦巳治眞正徹豐藏笑明雄忠子典二子雄嗣覚郎子司夫仁均也仁男幸樹造子彦隆美美雄美成
昭 正貞純俊孝吉博 喜 寛眞 郁恒兼三恵昭元 利友正富尚 裕晃昭和泰健妙恒正喜智郁松佳

田枝木村村本川田田野西郷木坂田居居村田 本永井嶋野藤部村田野中中野永東藤宮村本川 口子田澤田
森四鈴中西橋黒深際宇小田市吉和浅澤木西堀橋谷藤中小遠服野高新田田北福川加間藤山大辻野我吉吉西

弘美彦雄美二子雄信昭次一志康恭司兵実之美慧浩仁昇郎人薫士猛美樹平友佳雄郎治恵樹樹児司樹悟子子
正常和実好伸正功義久寛共一耕和孝鉄 雅重 達良 俊 一弘航勝由久三源正理直茂耕広秀正節津恵

脇沖 村森山口澤邊場田洞中田村山 山口田村脇川江吹木上成木牧村本上戸木橋澤塚下 尾川木田居森
森下谷木相村野西川馬安大山廣西青森西出岡西戎西杉伊八井先藤小西川二錦柚高西中道沖竹小青福本重

宏希彦久彦男亮仁子也司郎茂行也吉幸郎志宏保裕文郎司み衛松孝郎壽昭夫武正生隆之大一秋一仁郎已之
明滋安裕隆眞善教純晋泰緑 和和甚敏弘一久明 一明啓裕あゆ 茂誠太謙智貞 峰 秀正真千賢武一辰教

川江藤持谷田村島井丸口谷下端橋田西城 井林田 添崎田林南畑木 田下村原輪岡田木川田川田浦井
辻中西本仲岡中中保藤樋中藤川高山大森園畑澤大太南山北横大川田玉岸西山池松三片武新南羽荒太一福

史司歩男代き司明司人弥英史さ昭夫司彦典み孝孝夫一厚道樹司之和勇彦寿健宏樹史二優子彦泉和明一樹
孝尚 明津み憲道英直勝嘉龍あづ 利光文和あゆ泰良則康 良信高省宜 克秀 博豊浩 千鶴彰 政裕陽敏

田中田嶋口 羽本藤平村 田本澤村田村端村林橋田杉多口村橋田中原岡鍋安川田吉田崎原畑模合本山
伴安田藤福井堀曾山近地北林池嶋吉杉福嶋川岡小大前小喜谷西二上田大立真則藤浮若稻宮木田北河山奥

哉靖之子昭郎雄次伸彦忠志擁子史浩之司一寿一子広司信史隆則人英和好司文信登宏夫一夫乗暢朗良之泰
哲 俊尚幸信一久健正泰 克巖昌宜隆博武伸公以菜穂朋啓好重重雅茂靖良勝隆優雅 典敏陽芳実和一昌裕弘

田井地川橋野田井嶋 本橋橋田下野木田本 藤川尾端井村木保岩林濃田崎尾原本田橋 石田井 村垣松
久福森西石森野福出谷松藤高沖林河正増杉辻斎中深川福鈴高久平小田谷山赤藤橋合高原明園横角野板高

和等郎奈之一了史寛一功司人也亨敏英勝哲雄人子明夫明三朗治夫吾志茂庸彦剛彦幸司成治廣一久行彦一
喜代要一美智儀 靖 聖 厚倫俊 高和 俊治直幸俊貞忠展太庄才貞健貴 元昭 善俊高昭彰和信 敏克貢

川川村浦堀川本田川田田井川内井藤田島村村山澤岡西田村田野澤橋本村上地山 口村井川水田本森川田
南南西三中中泉高吉北西福長武筈神柴小吉中秋西吉中高奥稻森古大山北村村小林谷西河吉清杉岸金黒杉

子郎之郎覺夫治和樹功樹己裕博人
津辰敏龍 郁了善正 直嗣康 靖

谷脇飼上津村井林河上吹井賀村地
奧北猪牧今木酒小西坂伊藤尾川青

秀彰彦譽樹宏子彦源和統昇二夫照
良 國義重和敦明 与志 友益深

岡村嶋測飼林藤内村川達岡村村本
高武宮赤鷯小伊池奧小一日松岡寫

充男好弥樹一王子二郎之夫也司一則
弘三繁武茂長秀智勇賢一邦与拓静淳雅

西中井上野本岡嶋藏野川原川岡口保
福田田井水辻北中大上中水宮松橋久

浩誠樹明士史章和博郎治人恵夫雄幸
則 秀 裕高秀美俊初太寛速千芳篤秀

下池村良崎中崎井脇 井水藤上嶋沢
荻菊西那大森尾向岩團村清加井森原

競技会委員長

小山 吉男

競技会副委員長

松中 岡島 一男 男峰 史	谷木 村洲 彦進 範	重北 村川 健 次修 二	新北 野村 富美 夫文
---------------	------------	--------------	-------------

競技会委員

宮小 川倉 良輔 守己 三裕 二郎 成人 雄男 満男 弘樹 了	鎌宮 田本 英暢 彦雄 子子 良代 司明 光史 博司 則明 宏	前西 原尾 裕之 加理 夫志 彦雄 則智 治一 人之 實子	信隆 三輝 正 匡常 敏義 廣文 隆
宮小 川倉 良輔 守己 三裕 二郎 成人 雄男 満男 弘樹 了	鎌宮 田本 英暢 彦雄 子子 良代 司明 光史 博司 則明 宏	前西 原尾 裕之 加理 夫志 彦雄 則智 治一 人之 實子	信隆 三輝 正 匡常 敏義 廣文 隆
宮小 川倉 良輔 守己 三裕 二郎 成人 雄男 満男 弘樹 了	鎌宮 田本 英暢 彦雄 子子 良代 司明 光史 博司 則明 宏	前西 原尾 裕之 加理 夫志 彦雄 則智 治一 人之 實子	信隆 三輝 正 匡常 敏義 廣文 隆
宮小 川倉 良輔 守己 三裕 二郎 成人 雄男 満男 弘樹 了	鎌宮 田本 英暢 彦雄 子子 良代 司明 光史 博司 則明 宏	前西 原尾 裕之 加理 夫志 彦雄 則智 治一 人之 實子	信隆 三輝 正 匡常 敏義 廣文 隆

競 技 役 員 (共通)

(順不同・敬称略)

競 技 委 員 長	松 岡 一 男				
競 技 副 委 員 長	鎌 田 英 暢				
競 技 委 員	宮 本 忠 彦	細 見 滋 樹	小 倉 守	長 岡 信 広	
	石 川 智 雄				
綜 合 成 績 計 算 委 員 長	小 野 元 樹				
綜 合 成 績 計 算 委 員	中 川 辰 次				
審 判 委 員 長	根 岸 仁				
審 判 副 委 員 長	佐々木 明	塚 田 敦 夫	石 中 栄 一		
派 遣 審 判 員	間 山 浩 樹	川 窪 昌 芳	小 谷 健 二	佐 藤 弘 之	
	秋 岡 宏 高	玉 麻 喜 紹	山 崎 健 司	岡 本 浩 和	
	下 南 達				
審 判 員	脇 阪 定 二	藤 田 輝 雄	三 輪 匡 史	井 上 真 則	
	奥 田 常 久	薬 師 寺 洋 一	中 條 悟	白 子 雅 弘	
	保 坂 幸 則	橋 本 良	平 塚 道 彦	姉 川 勇 二	
	小 泉 憲 次	奥 村 康 彦	松 永 利 藤	富 田 和 弘	
	岡 田 哲 也	菅 原 正 直	川 合 英 彦	谷 中 貴 裕	
	新 里 敬 司	山 中 盛 邦	原 田 俊 明	清 水 康 史	
	堤 謙 司	吉 方 浩 司	飯 島 努	菅 野 時 郎	
	安 田 庸 平	井 上 吾 一	古 高 保 博	足 立 孝 行	
	古 野 守 峰	中 澤 久 三 郎	田 中 昭 彦	小 林 和 宏	
	上 村 実 成	渡 辺 博 輝	前 田 久 男	堀 井 健	
	足 立 育 弘	池 田 厚	門 野 博 志	吉 川 正 弘	
	吉 川 勝 則	武 重 英 樹	緒 方 康 弘	辻 井 由 聡	
	米 澤 卓 馬	出 口 和 之			
放 送 員	野 村 敏 子	大 橋 真 央	三 田 村 祥 子	田 辺 京 子	
	熊 谷 早 美	藤 澤 知 実	奥 村 歩	中 島 千 尋	
	森 初 美	阪 本 め ぐ み	福 島 奈 歩		

会場地別競技役員・競技補助員（東近江市）

【A 東近江市ひばり公園湖東スタジアム】

（順不同・敬称略）

〔 競 技 役 員 〕

会 場 長	谷 和 彦				
副 会 場 長	小 辰 博				
総 務 委 員 長	藤 井 美智代				
総 務 副 委 員 長	寺 元 敦 史	武 藤 雄 樹			
総 務 主 任	小 泉 遼一郎				
総 務 委 員	外 池 純 矢	河 田 順 兵	辻 井 宏 行	福 山 晃 二	
会 場 主 任	西 岡 宏 行				
会 場 副 主 任	野 田 竜 次				
会 場 委 員	村 田 覚	森 利 和	桂 田 雄 野	坪 田 啓 希	
	仙 崎 純 哉	廣 瀬 和 也	小 川 湧 大	村 林 真 樹	
記 録 主 任	西 田 貴 士				
記 録 委 員	岡 部 沙 織	溝 江 麻 衣 子	小 谷 花 彩		
放 送 主 任	瀧 澤 和 久				
スコアボード主任	小 西 茂 喜				
スコアボード委員	那 須 靖	芳 賀 俊 樹			
記録送受信主任	寺 元 敦 史				

〔 競 技 補 助 員 〕

滋賀県立八日市高等学校 硬式野球部

会場地別競技役員・競技補助員（甲賀市）

【B 甲賀市民スタジアム】

（順不同・敬称略）

〔 競 技 役 員 〕

会 場 長	大 治 正 雄						
副 会 場 長	小 島 博 文	鈴 木 正 文					
総 務 委 員 長	澤 村 実						
会 場 主 任	中 村 正 太						
会 場 副 主 任	堀 井 竜 太	坂 本 圭					
会 場 委 員	野 口 大 輔	西 村 郁 人	江 草 陸 人	金 山 智 広			
	北 阪 絃 和	相 沢 賢 士	森 島 将 紀	大 木 康 弘			
	千 代 茂 喜	森 島 一 郎	前 川 朋 也				
記 録 主 任	森 田 幸 太						
記 録 委 員	林 誠	菊 地 芳 樹					
スコアボード主任	石 城 憲 生	池 田 広 司	谷 口 保 夫				
記録送受信主任	金 戸 敏 雄						

〔 競 技 補 助 員 〕

滋賀県立水口高等学校 硬式野球部

滋賀県立水口東高等学校 硬式野球部

滋賀県立甲西高等学校 硬式野球部

会場地別競技役員・競技補助員（草津市）

【C 草津グリーンスタジアム】

（順不同・敬称略）

〔 競技役員 〕

会 場 長	重村 健次		
副 会 場 長	山元 一典	松田 修	
総務委員長	芝原 義人		
総務副委員長	秋山 義勝		
総務主任	後藤 直光		
総務委員	久保 純治	藪内 典雄	
会場主任	村井 長治		
会場副主任	小野 正也		
会場委員	森川 侑介	島津 作紹	井上 智喜
記録主任	増田 勝		
記録委員	木村 真人		
スコアボード主任	土井 智樹		
記録送受信主任	増田 勝		

〔 競技補助員 〕

滋賀県立草津東高等学校 硬式野球部

滋賀県立草津高等学校 硬式野球部

会場地別競技役員・競技補助員（守山市）

【D 守山市民球場】

（順不同・敬称略）

〔 競 技 役 員 〕

会 場 長	藤 森 治	
副 会 場 長	市 田 良 夫	新 野 富美夫
総 務 委 員 長	川 端 智	
総 務 副 委 員 長	田 中 幸 男	
総 務 主 任	饗 庭 一十志	
総 務 委 員	浅 野 達 郎	酒 井 大 輝
会 場 主 任	林 靖 志	
会 場 副 主 任	木 村 昌 樹	
会 場 委 員	山 下 一 歩	樋 口 遼太郎
記 録 主 任	木 下 満	
記 録 委 員	鎌 田 文 人	前 川 広 美
スコアボード主任	南 井 一 成	
スコアボード委員	山 田 康 平	
記録送受信主任	浅 野 忍	

〔 競 技 補 助 員 〕

滋賀県立守山高等学校 硬式野球部

滋賀県立守山北高等学校 硬式野球部

学校法人立命館 立命館守山高等学校 硬式野球部

会場地別競技役員・競技補助員（日野町）

【E 日野町大谷公園野球場】

（順不同・敬称略）

〔 競 技 役 員 〕

会 場 長	木 村 実 雄				
副 会 場 長	鈴 木 正 文	安 田 寛 次			
総 務 委 員 長	深 田 吉 彦				
総 務 副 委 員 長	谷 隆 史				
総 務 主 任	高 橋 保 治				
総 務 委 員	木 村 郁 夫	神 谷 博 信			
会 場 主 任	今 井 豊				
会 場 副 主 任	奥 村 太 貴				
会 場 委 員	尾 崎 秀 章	谷 陽 平	南 側 純 一	宮 地 勤	
	吉 村 慎 太 郎	山 口 和 人	森 岡 誠	奥 村 基 洋	
	山 田 敏 之	大 橋 光			
記 録 主 任	山 本 慶 輔				
記 録 委 員	森 勝 嗣	小 林 博 輝	平 木 正 幸	中 原 武	
スコアボード主任	岸 村 陽 介				
スコアボード委員	奥 井 英 幸				
記録送受信主任	高 橋 保 治				
記録送受信委員	柊 翔 平				

〔 競 技 補 助 員 〕

滋賀県立日野高等学校 硬式野球部

日野町立日野中学校 軟式野球部

会場地別競技役員・競技補助員（近江八幡市）

【F カローラ滋賀はちまんスタジアム（近江八幡市立運動公園野球場）】

（順不同・敬称略）

〔 競 技 役 員 〕

会 場 長	中 島 正 峰				
副 会 場 長	大 更 芳三郎				
総 務 委 員 長	大 橋 長 男				
総 務 副 委 員 長	大 野 孝 司				
総 務 主 任	加 藤 嘉 明				
総 務 委 員	小 林 良 孝				
会 場 主 任	小松崎 雄 志				
会 場 副 主 任	西 忍				
会 場 委 員	中 野 晶 彦	水 達 也	道 井 茂 樹	若 井 繁 雄	
記 録 主 任	伊地智 雅 雄				
記 録 委 員	畑 中 真 結	北 岸 風 禾			
スコアボード主任	土 井 忠 史				
スコアボード委員	金 田 智 博				
記録送受信主任	中 谷 欣 吾				

〔 競 技 補 助 員 〕

滋賀県立八幡高等学校 硬式野球部

滋賀県立八幡商業高等学校 硬式野球部

滋賀県立八幡工業高等学校 硬式野球部

学校法人ヴォーリズ学園近江兄弟社高等学校 硬式野球部

東 近 江 市 実 施 本 部

〔 競 技 会 係 員 〕

東近江市実施本部係員

〔 競 技 会 補 助 員 〕

東近江市運営ボランティア一同

甲 賀 市 実 施 本 部

〔 競 技 会 係 員 〕

甲賀市実施本部係員

〔 競 技 会 補 助 員 〕

甲賀市運営ボランティア一同

草 津 市 実 施 本 部

〔 競 技 会 係 員 〕

草津市実施本部係員

〔 競 技 会 補 助 員 〕

草津市運営ボランティア一同

守山市実施本部

〔競技会係員〕

守山市実施本部係員

〔競技会補助員〕

守山市運営ボランティア一同

日 野 町 実 施 本 部

〔 競 技 会 係 員 〕

日野町実施本部係員

〔 競 技 会 補 助 員 〕

日野町運営ボランティア一同

近江八幡市実施本部

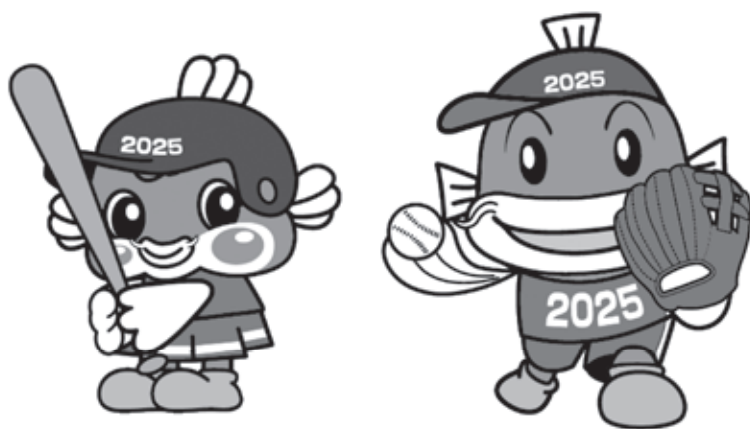
〔 競 技 会 係 員 〕

近江八幡市実施本部係員

〔 競 技 会 補 助 員 〕

近江八幡市運営サポーター一同

軟式野球競技会
実施要項



湖国の感動 未来へつなぐ

わたSHIGA輝く国スポ 2025

大会実施要項

総 則

開催の趣旨

国民スポーツ大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとする国内最大のスポーツの祭典である。

滋賀県で開催する第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」は「湖国の感動 未来へつなぐ」をスローガンに掲げ、年齢、性別、障害のあるなしを問わず、すべての人が様々な場面で主役として光り輝くとともに、大会を通じて湖国滋賀で生まれた夢や感動、連帯感が、大会に関わるすべての人の心に刻まれ、明日への活力、未来への希望として将来にわたって引き継がれる大会を目指して開催する。

実施方針

1 実施競技

(1) 正式競技（37 競技）

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ローイング、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

(2) 公開競技（7 競技）

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック

(3) デモンストラレーションスポーツ（26 競技）

インディアカ、ウォーキング、ウォーキングフットボール、小倉百人一首競技かるた、カローリング、還暦軟式野球、キンボールスポーツ・レクリエーション、里湖で地域を結ぶウォーキング、スポーツウエルネス吹矢、スポーツ鬼ごっこ、スポーツ拳法、スポーツチャンバラ、スリースマイルゴルフ、スローイングビンゴ、ソフトバレーボール、ネットでポンポイ、ノルディック・ウォーク、ひこねスーパーカラム、ビリヤード、フットサル、マリンスポーツフェスティバル、ミックスバレーボール、モルック、ユニカール、ユニホック、ラジオ体操第3（初代・二代目）

(4) 特別競技（1 競技）

高等学校野球

2 会期および会場地

(1) 正式競技・特別競技（15 市、4 町：計 19 市町）

会 期	会 場 地
2025 年 9 月 28 日（日） ～10 月 8 日（水） 〔11 日間〕	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、大阪府豊能郡能勢町、兵庫県三木市
2025 年 9 月 6 日（土） ～ 9 月 15 日（月） 〔10 日間〕	大津市、長浜市、草津市 ※ 水泳、体操、バレーボール（ビーチバレーボール）競技会は上記会場地で実施
2025 年 9 月 21 日（日） ～ 9 月 25 日（木） 〔5 日間〕	東近江市、京都府向日市 ※ 自転車（トラック・レース、ロード・レース）競技会は上記会場地で実施

(2) 公開競技（7 市：計 7 市町）

会 期	会 場 地
2025 年 8 月 23 日（土） ～ 9 月 21 日（日）	長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市

(3) デモンストレーションスポーツ（13 市、1 町：計 14 市町）

会 期	会 場 地
2025 年 4 月 12 日（土） ～ 9 月 14 日（日）	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、多賀町

(4) 文化プログラム

文化プログラムの実施については、「文化プログラム実施基準」に基づき、2025 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの期間で、原則として、県内市町で開催する。

3 競技方法

各競技別実施要項に示す方法とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。

4 ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査およびアンチ・ドーピング教育活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」および別に定める「国民スポーツ大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療使用特例」（TUE）の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民スポーツ大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が 18 歳未満の場合、本人の署名および親権者の署名がある同意書を所持すること。

5 参加資格、所属都道府県および選手の年齢基準

選手および監督の参加資格、所属都道府県および選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第 79 回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県および年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【 公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ <http://www.japan-sports.or.jp/> 】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手および監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(イ) 「出入国管理および難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。）

(ロ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍する学生または生徒で、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切時に 1 年以上在籍していること。

b 「出入国管理および難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」、「家族滞在」または「定住者」に該当していること。

(ハ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。

b 「出入国管理および難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(ハ)b について、大学および専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理および難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手および監督は、所属都道府県の当該競技団体会長（代表者）とスポーツ協会会長（代表者）が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 2023 年開催の特別大会または第 78 回大会（都道府県大会およびブロック大会を含む）において選手または監督として参加した者は、次の場合を除き、2023 年開催の特別大会または第 78 回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校を卒業した者

b 結婚または離婚に係る者

[注] a および b は当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

c ふるさと選手制度を活用する者（別記 1 「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

[注] 別記 3 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記 5 「東日本大震災に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

e 能登半島地震に係る参加資格特別措置を活用する者（別記 6 「能登半島地震に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

(イ) 少年種別

- a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚または離婚に係る者
- c 一家転住に係る者（別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）
[注] aからcは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。
- d JOC エリートアカデミーに在籍する者（別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。）
- e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記5「東日本大震災に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）
- f 能登半島地震に係る参加資格特別措置を活用する者（別記6「能登半島地震に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手および監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会および本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手および監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 選手、監督ならびに本部役員帯同のスポーツドクターおよびアスレティックトレーナーは、大会参加前の1年以内に公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）が指定するアンチ・ドーピング教育を受講し、「国スポ本戦出場前のアンチ・ドーピング教育履歴」に記載した者であること。

ク 上記のほか、選手については次のとおりとする。

- (ア) 都道府県大会およびブロック大会に参加し、これを通過した者であること。
- (イ) 健康診断を受け、競技会への参加に支障がない者であること。
- (ウ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

ケ 上記のほか、監督については日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、監督が不在の場合選手は参加することができない。各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

- (ア) 居住地を示す現住所
- (イ) 勤務地
- (ウ) ふるさと（別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

[注] 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

イ 少年種別

- (ア) 居住地を示す現住所
- (イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）
- (ウ) 勤務地
- (エ) 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校

の所在地

※ 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2025年4月30日以前から本大会終了時（2025年10月8日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、または通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

- a 別記4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- b 別記5「東日本大震災に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- c 別記6「能登半島地震に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

- a 別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」の適用を受ける者
- b 別記4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- c 別記5「東日本大震災に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- d 別記6「能登半島地震に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。

(ア) 成年種別に参加する者は、2007年4月1日以前に生まれた者とする。

(イ) 少年種別に参加する者は、2007年4月2日から2010年4月1日までに生まれた者とする。

(ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2025年4月1日を基準とする。

イ 日本スポーツ協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学3年生（2010年4月2日から2011年4月1日までに生まれた者）とする。

(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会および当該競技団体が調査・審議のうえ、日本スポーツ協会がその可否を決定する

6 各正式競技の総合成績決定方法

各正式競技の総合成績決定方法は次のとおりとする。

(1) 次のア、イの得点を合計したものを男女総合成績（天皇杯得点）および女子総合成績（皇后杯得点）とする。

ア 競技得点

競技得点は、各種別、種目などの第1位から第8位までの都道府県に与え、次のとおりとする。ただし、同順位の場合は、次の順位のものを加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、小数第3位以下を切り捨てる。

		1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位
種別	4 人以下	24 点	21 点	18 点	15 点	12 点	9 点	6 点	3 点
	5 人以上 7 人以下	40 点	35 点	30 点	25 点	20 点	15 点	10 点	5 点
	8 人以上	64 点	56 点	48 点	40 点	32 点	24 点	16 点	8 点
種目	—	8 点	7 点	6 点	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点

〔注〕 「種別」：種別などに与える競技得点 「種目」：種目などに与える競技得点

イ 参加得点

参加得点は 10 点とし、大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に与える。

ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

- (2) 各競技の総合成績は、当該競技団体が決定する。

ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。

- (3) 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民スポーツ大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

7 表彰

- (1) 冬季大会および本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第 1 位の都道府県に天皇杯を、同じく女子総合成績第 1 位の都道府県に皇后杯をそれぞれ授与する。
- (2) 冬季大会および本大会で実施した全正式競技の男女総合成績および女子総合成績の第 1 位から第 8 位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (3) 各正式競技の男女総合成績第 1 位の都道府県に、国民スポーツ大会会長トロフィーを授与する。
- (4) 各正式競技の男女総合成績および女子総合成績の第 1 位から第 8 位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (5) 各競技の各種別および各種目などの第 1 位から第 8 位までに賞状を授与する。団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む）の氏名を記載したものを都道府県用に 1 枚、さらにその都道府県名と個人名を記載したもの、または都道府県名とチーム全員（監督を含む）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

8 参加申込方法

- (1) 参加申込

都道府県スポーツ協会会長（代表者）および競技団体会長（代表者）は、連署の上、都道府県大会またはブロック大会において選抜された者および公益財団法人日本高等学校野球連盟が選出したチームを、大会会長宛に申込みものとする。

- (2) 参加申込締切

参加申込は、定められた締切日までに国民スポーツ大会参加申込システムにより行う。なお各競技別実施要項の「参加申込方法」を併せて確認すること。

- (3) 参加申込締切日

締 切 日	競 技
2025 年 8 月 20 日 (水) 【12 競技】	水泳、ローイング、バレーボール（ビーチバレーボール）、体操、レスリング、セーリング、自転車、相撲、カヌー、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン
2025 年 9 月 4 日 (木) 【27 競技】	陸上競技、サッカー、テニス、ホッケー、ボクシング、バレーボール（6人制）、バスケットボール、ウエイトリフティング、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、軟式野球、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、高等学校野球

(4) 参加申込様式

参加申込様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議の上、作成する。

(5) 公開競技の参加申込

公開競技については、別途当該中央競技団体が定める所定の手続きにより行う。

(6) 選手の交代

参加申込締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、所定の様式、方法により次のア～ウ宛に届け出なければならない。

ア 全国を統轄する各中央競技団体事務局

イ わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局

ウ わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ各競技会場地市町実行委員会事務局

なお、日本スポーツ協会に対しては、大会終了後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

9 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続きをとらなければならない。

なお、棄権手続きに係る届出については選手交代届と同じ様式を用いること。

10 大会参加負担金

(1) 大会に参加選手団（視察員を除く）を派遣する都道府県スポーツ協会は、大会参加負担金を納入する。一人当たりの大会参加負担金の額は下記のとおりとする。

区 分	負 担 金
少年の種別に参加する選手	3, 0 0 0 円
上記以外の者（本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等）	6, 0 0 0 円

〔注〕 地震、風水害、感染症およびその他主催者の責によらない事由により大会を中止した場合、大会参加負担金の返金を行わない。

(2) 大会参加負担金は、都道府県スポーツ協会に取りまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入期限 2025 年 9 月 5 日（金）

イ 納入先 みずほ銀行 渋谷支店 普通預金口座 513729
公益財団法人日本スポーツ協会

11 宿泊申込

大会参加者は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会が指定した所定の様式により、定められた締切日までに申込み。

12 都道府県選手団本部役員編成

- (1) 都道府県選手団本部役員は、次のとおりとする。
 - ア 参加選手 500 名以上の場合は、団長、総監督および総務ほか、計 20 名以内とする。
 - イ 参加選手 300 名以上 500 名未満の場合は、団長、総監督および総務ほか、計 15 名以内とする。
 - ウ 参加選手 300 名未満の場合は、団長、総監督および総務ほか、計 10 名以内とする。
- (2) 上記役員のほか、5 名以内の顧問を設けることができる。
- (3) 上記(1)および(2)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。
なお、帯同するスポーツドクターは日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。
- (4) 上記(1)および(2)による本部役員総数の範囲内で、原則としてアスレティックトレーナーを帯同するものとする。
なお、帯同するアスレティックトレーナーは日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。
- (5) 都道府県選手団本部役員の 1 日あたりの編成人数については、上記(1)および(2)による人数を上限とする。
- (6) 都道府県選手団本部役員の参加申込は、2025 年 9 月 4 日（木）までに国民スポーツ大会参加申込システムにより行う。

13 視察員

- (1) 視察員は、1 都道府県 3 名以内とする。ただし、2026 年以降の国民スポーツ大会の開催が決定または内定している県については、青森県 100 名以内、宮崎県および長野県 60 名以内、群馬県および島根県 40 名以内とする。
- (2) 都道府県の視察員の参加申込は、2025 年 9 月 4 日（木）までに国民スポーツ大会参加申込システムにより行う。

14 AD カードの交付

都道府県選手団、公開競技に参加する選手・監督および役員、大会役員・競技会役員および競技団体が指定した競技役員、大会主催者および競技会主催者が認めた者には AD カード（Accreditation Card）を交付する。

15 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付された AD カードを携帯しなければならない。
- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し、「国民スポーツ大会ユニフォーム規程」に基づき、ユニフォームを着用しなければならない。

16 個人情報および肖像権に関わる取り扱い

日本スポーツ協会、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ各競技会場地市町実行委員会および国民スポーツ大会実施競技中央競技団体（以下「国スポ関係機関・団体」という。）は、参加申込等を通じて取得する個人情報および肖像権の取り扱いに関して以下のとおり対応するものとする。

(1) 個人情報の取り扱い

ア 利用目的

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国スポ関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、以下の方法等により公表することがある。

(ア) 総合プログラムおよび競技別プログラムへの掲載

(イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介

(ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載

(エ) 大会関連ホームページへの掲載

(オ) 報道機関への提供

ウ 競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、以下の方法等により公表することがある。

(ア) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会が設置する記録本部を通じた公開

(イ) 国スポ関係機関・団体および報道機関等による新聞・雑誌および関連ホームページ等への掲載

(ウ) 国スポ関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載

(エ) 次回以降の大会プログラムへの掲載【新記録、優勝および上位入賞結果（記録）等】

(2) 肖像権に関する取り扱い

ア 写真

国スポ関係機関・団体またはこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書および関連ホームページ等で公開されることがある。

イ 写真（写真撮影企業等）

国スポ関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。

なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

ウ 映像

国スポ関係機関・団体またはこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が、中継・録画放映およびインターネットによって配信されることがある。また、DVD 等に編集され、販売・配付されることがある。

(3) 対応

ア 承諾の確認

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

なお、各競技会における取り扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国スポ関係機関・団体と大会に関する契約をしている者および大会運営関係者については、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

17 都道府県大会およびブロック大会

正式競技については、本大会の予選として次のとおり都道府県大会（ブロック大会）を開催しなければならない。

- (1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本スポーツ協会および中央競技団体等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。

なお、日本スポーツ協会および中央競技団体は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。

- (2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。

- (3) 参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申込み。

なお、参加は1人1競技に限る。

- (4) ブロック大会の申込みは、原則として国民スポーツ大会参加申込システムにより行い、様式は日本スポーツ協会および当該主催団体が協議の上、作成する。

なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、当該主催団体において別途作成する。

- (5) 都道府県大会の参加申込様式は、当該主催団体において作成する。

- (6) 参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。

- (7) 競技運営に差し支えない限り、滋賀県選手は当該競技ブロック大会を経ることなく本大会に参加することができる。

18 国民スポーツ大会参加者傷害補償制度

日本スポーツ協会および都道府県スポーツ協会は、国民スポーツ大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民スポーツ大会参加者傷害補償制度を運営する。

- (1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会および本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む）、視察員ならびにその他選手団役員とする。

- (2) 大会参加の都道府県スポーツ協会は、国民スポーツ大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金（一人あたり1,000円）を、日本スポーツ協会に納入する。

- (3) 納入締切日および納入先については、別途日本スポーツ協会から都道府県スポーツ協会へ

通知する。

19 わた SHIGA 輝く国スポの取組

(1) 環境に配慮した大会の実施

スポーツの楽しさや感動を分かち合うとともに、滋賀県に受け継がれている身の回りの生活から自然環境を考える取組を県民や企業、大会に関わるすべての参加者が実践することで、「人と人、人と地域、人と自然」の繋がりを深めることができるよう取り組む。

(2) おもてなしと滋賀の魅力発信

豊かな自然や歴史、文化、芸術、祭り、伝統芸能、特産品などの地域資源、湖上スポーツをはじめとした滋賀ならではのスポーツ環境など、滋賀の魅力を発信し、来県者が滋賀での滞在を楽しむことができるよう取り組む。

(3) 誰もが主役として輝ける取組の推進

年齢や性別、障害の有無などを問わず、誰もが一層身近にスポーツを楽しむことができる環境をつくり、誰もがボランティアや大会関連行事等に積極的に参加できる環境をつくるなど、それぞれのスタイルで「する」「みる」「支える」の体験ができる大会となるよう取り組む。

20 その他

(1) 参加申込および宿泊申込が、定められた締切日までに行われない場合、または、参加負担金が定められた納入期限までに納入されない場合は、本大会への参加を認めない。

(2) 大会運営にあたり、選手・観客・大会関係者への安全を最優先に配慮し、気象状況・感染状況・交通状況・テロ行為等の各種災害に伴い、安全確保が見込めないと主催者が判断した場合は、主催者の指示に従うものとする。また、安全確保のために、参加申込システムに登録された以外の個人情報を取得する場合がある。取得した情報については、目的以外に利用しない。

(3) その他の事項については、国民スポーツ大会開催基準要項および同細則による。

別記 1 「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」

- 1 成年種別年齢域の選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項〔国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号および第10項第4号（参加資格および年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
 - (1) 居住地を示す現住所
 - (2) 勤務地
 - (3) ふるさと
- 2 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。
- 3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者および「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。ただし、「日本国籍を有する者および『永住者』」に該当しない者であっても、当該大会年の4月30日（冬季大会は前年の4月30日）以前から本大会終了時（冬季大会は各競技会終了時）まで継続的に日本に滞在している場合は、本制度を活用できるものとする。なお、やむを得ない事情により、一時的に日本を離れる場合は、総日数の半数を超えて日本で滞在していること。
- 4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- 5 「ふるさと」から参加する選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
- 6 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 7 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本スポーツ協会宛に提出する。

別記２ 「『一家転住等』に伴う特例措置」

転校への特例

- 1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民スポーツ大会開催基準要項細則第３項－(1)－1－③）に抵触しないものとする。
 - (1) この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。
 - (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。
なお「一家転住等」とは概ね次のことを言う。
 - ア 親の転勤による一家の転居
 - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
 - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
 - (3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。
 - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記２(1)の場合は転居元、下記２(2)の場合は転居先が属する都道府県スポーツ協会および都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
 - イ 報告を受けた都道府県スポーツ協会および都道府県競技団体は、下記２(1)の場合は転居先、下記２(2)の場合は転居元が属する都道府県スポーツ協会および都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
 - (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
 - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
 - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
 - (2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記3 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、下記1に該当する者については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項〔国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号および第10項第4号（参加資格および年齢基準等）〕および別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」に関し、次の2～4の特例を適用する。

1 対象者

- (1) 少年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーに在籍する者
- (2) 成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者

2 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

本特例第1項－(1)に定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－2)－②に定める「居住地を示す現住所」、「学校教育法第1条に規定する学校の所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

3 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

本特例第1項－(2)に定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」第2項に定める卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、同アカデミーでの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

4 国内移動選手の制限に係る例外適用

本特例第1項－(1)に定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

[注] 本特例第1項－(2)に定める成年種別年齢域の選手については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③(国内移動選手の制限)の規定に従い取り扱うものとする。

5 その他

中央競技団体が国際競技力向上施策として独自に実施するアカデミー事業については、当該中央競技団体からの申請を踏まえ、当該事業の内容が JOC エリートアカデミーに準拠し実施されていることが、公益財団法人日本オリンピック委員会により確認された場合に限り、当該事業を本特例の対象に加えることができる。

別記4 「トップアスリーの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリーの国民スポーツ大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。

1 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 第33回オリンピック競技大会（2024年・パリ）に参加した者。
- (2) 2025年4月30日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者

ア JOC オリンピック強化指定選手

イ 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者

ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手

※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2 特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会およびブロック大会を経ずに国民スポーツ大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手またはチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

(2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」または「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2025年4月30日以前から大会終了時（2025年10月8日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、または自らの名義で住居を賃借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に主要な家財道具が存すること

- (イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2025年4月30日以前から大会終了時（2025年10月8日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。
- (イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③のとおりとする。

別記5 「東日本大震災に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況および影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手および監督については、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア 2011年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2025年4月30日以前から大会終了時（2025年10月8日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手および監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、2023年開催の特別大会または第78回大会に当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 2011年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が2025年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」および「学校所在地」として参加を希望する者について

は、当該自治体への住所に関する届出または学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第 78 回大会または第 79 回大会に参加した者が、第 80 回大会において、以下のような震災にかかる理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

＜例＞ ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする場合

○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」として登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

2011年度から2012年度（小学校は2015年度）までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。

別記6 「能登半島地震に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況および影響等を総合的に勘案し、新潟県、富山県、石川県、福井県の4県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手および監督については、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア 2024年1月1日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2025年4月30日以前から当該大会終了時（2025年10月8日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手および監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、2023年開催の特別大会または第78回大会に、当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 2024年1月1日時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が2025年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」および「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出または学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学して

いる実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第 78 回大会または第 79 回大会に参加した者が、第 80 回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

- ＜例＞
- 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合
 - 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする場合
 - 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」として登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

2024年度から2025年度（小学校は2028年度）までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。

軟式野球競技

1 期 日 2025 年 10 月 4 日（土）から 10 月 7 日（火）まで（4 日間）

種 別	10 月 4 日（土）	10 月 5 日（日）	10 月 6 日（月）	10 月 7 日（火）
成年男子	1 回 戦	2 回 戦 準々決勝	準 決 勝 5～8 位決定戦	決 勝 3・4 位決定戦

2 会 場

東 近 江 市	A 東近江市ひばり公園湖東スタジアム
甲 賀 市	B 甲賀市民スタジアム
草 津 市	C 草津グリーンスタジアム
守 山 市	D 守山市民球場
日 野 町	E 日野町大谷公園野球場
近江八幡市	F カローラ滋賀はちまんスタジアム (近江八幡市立運動公園野球場)

3 種別及び参加人員

種 別	監 督	選 手	参加都道府県	小 計（人）
成年男子	1	15	32	512

※成年選手は監督を兼任することができる。

4 競技上の規程及び方法

- 競技規則は、2025 年度公認野球規則及び別に定める特別規則を適用する。
なお、大会規程は、公益財団法人全日本軟式野球連盟規程細則による。
また、規程違反等については、国民スポーツ大会における違反に対する処分に関する規程を準用し記録および成績の取り扱いを行う。
- 使用球は、公益財団法人全日本軟式野球連盟公認球M号を使用する。
- ユニフォームの胸には都道府県名（チーム名、都市名は認めない）を必ず付けること。
それ以外の表示は認めない。
- 打者、走者、次打者及びベースコーチは、競技者必携に記載のヘルメットを着用しなければならない。
- 捕手は、公益財団法人全日本軟式野球連盟公認のマスク、レガース、ヘルメット、プロテクター及びファウルカップを着用すること。
- 得点差によるコールドゲーム（7 回以降 7 点差）を採用する。なお、順位決定戦（7 回戦）ではコールドゲームは採用しない。
- 9 回を完了して同点の場合は、健康維持を考慮し、次の方法により勝敗を決定する。
試合開始後 3 時間を経過するまでは延長イニングを行う。3 時間経過後も同点の場合は、タイブレーク方式により勝敗を決する。なお、決勝戦以外の順位決定戦は 7 回戦であるため、7 回を完了して同点の場合は、健康維持を考慮し、タイブレーク方式により勝敗を決する。
- 指名打者制度を使用することができる。

5 予選方法

(1) 都道府県大会

公益財団法人全日本軟式野球連盟の各都道府県支部が細目を定めて実施する。

(2) ブロック大会

ア 公益財団法人全日本軟式野球連盟の各ブロック支部連合会が細目を定めて実施する。

イ ブロック大会区分及び選出チーム数は、次表のとおりとする。

ブロック名	都 道 府 県 名	成年男子
北海道	北海道	1
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	4
関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨	6
北信越	新潟、長野、富山、石川、福井	3
東 海	静岡、愛知、三重、岐阜	2
近 畿	京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	3
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	4
四 国	香川、徳島、愛媛、高知	3
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	5
開催県	滋賀	1
計		32

ウ 各都道府県支部は、ブロック大会参加申込時に 16 名の選手（監督含）登録の他に予備登録選手として 9 名まで登録することができる。なお、ブロック大会申込以降に選手の追加または登録選手との変更はできない。

また、本大会参加申込の際は、ブロック大会時に申込みを行った予備登録選手を含む 25 名の枠から 16 名（選手・監督含）を申し込むことができる。

6 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

総則 5 に定めるもののほか、次による。

- (1) 公益財団法人全日本軟式野球連盟に登録されたチームであること。
- (2) 公益財団法人全日本軟式野球連盟に登録されていないチームは、公益財団法人日本スポーツ協会及び公益財団法人全日本軟式野球連盟の定めたスポーツ憲章並びに公益財団法人全日本軟式野球連盟で取り決めた事項の遵守を承諾したチームであること。
- (3) 未登録チームについては、参加料のほかに参加申込書並びに所定の承諾書を各都道府県第 1 次予選会主催者に提出することによって仮登録とみなす。
- (4) 連盟の登録に関係なく、選抜チームを編成することができる。ただし、選抜チーム以外に参加希望チームがある場合は予選会を行わなければならない。
- (5) 予選会を行って参加チームによる選抜編成は差支えない。この場合、代表権を得たチームの意見を尊重する。
- (6) 「ふるさと選手制度」で参加する者は、総則 5 の別記 1 に該当する者とし、登録及び出場する都道府県支部長に報告すること。
- (7) 選手は、2007 年 4 月 1 日までに生まれた者とする。

なお、特例として、2007 年 4 月 2 日以降に生まれた者でも参加することができる。

ただし、生徒は除く。なお、監督は選手として登録した場合、出場することができる。

- (8) 本大会に参加する監督は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく、公認軟式野球コーチ 1、公認軟式野球コーチ 2、または公認軟式野球コーチ 3、公認軟式野球コーチ 4 の有資格者であること。

7 総合成績決定方法

総合成績（天皇杯得点）は、競技得点と参加得点の合計とし、その得点の多い都道府県順に順位を決定する。

(1) 競技得点

天皇杯対象種別	競 技 得 点
成 年 男 子	1 位 64 点、2 位 56 点、3 位 48 点、4 位 40 点、5 位 32 点、6 位 24 点、7 位 16 点、8 位 8 点の競技得点を与える。 ただし、同順位の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。 なお、得点については、次の順位のものを加え、当該都道府県で等分する。

(2) 参加得点

大会（ブロック大会を含む）に参加した都道府県に 10 点を与える。ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

8 表 彰

- (1) 総合成績第 1 位から第 8 位までの都道府県に、表彰状を授与する。
- (2) 総合成績第 1 位の都道府県に、大会会長トロフィーを授与する。
- (3) 総合成績第 1 位から第 8 位までの都道府県チーム全員（監督を含む）に賞状を授与する。

9 参加申込み方法

- (1) 所定の Web ページ（国民スポーツ大会参加申込システム）へアクセスし、必要項目を入力の上、所属都道府県スポーツ協会を通じて、2025 年 9 月 4 日（木）までに申込み手続きを完了すること。
- (2) 締切期限以降は所定の Web ページ（国民スポーツ大会参加申込システム）へアクセスできなくなるので、締切期限を厳守すること。
- (3) 参加申込み後の選手・監督の変更は、疾病・傷害の場合並びに特別な事由がある場合は、資格審査の上、予備登録選手内での変更を認める。なお、選手・監督を変更する場合は証明する書類を添付し、参加選手交代（変更）届を監督会議の 3 日前《9 月 30 日（火）》までに下記ア、イ、ウに提出すること。また、本国スポ大会の監督会議 3 日前を過ぎてから、監督に限り疾病・傷害及び特別な理由により会場で指揮が困難な場合には、資格審査の上、監督の変更を認めることもある。
監督の変更が生じる場合でも、公認軟式野球コーチ 1、公認軟式野球コーチ 2、または公認軟式野球コーチ 3、公認軟式野球コーチ 4 の有資格者とする。

提 出 先

ア 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目 27 番 7 号
公益財団法人全日本軟式野球連盟
TEL 03-3404-8831 FAX 03-3479-2523

- イ 〒520-0807 滋賀県大津市松本一丁目 2 番 1 号
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局
(滋賀県国スポ・障スポ大会局 競技運営室 競技第一係)
TEL 077-528-3324 FAX 077-528-4836
MAIL kokusupo-sanka@pref.shiga.lg.jp
- ウ 〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町 10 番 5 号
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会事務局
(東近江市文化スポーツ部国スポ・障スポ競技課)
TEL 0748-24-5675 FAX 0748-24-5667
MAIL baseball@city.higashiomi.lg.jp

なお、イ、ウについては原則メールにて提出とする。また、公益財団法人日本スポーツ協会に対しては、大会終了後、別途所定の手続きにより参加申込み情報を修正すること。

(注 1) 仮登録により出場するチームは、連盟の規程及び規程細則により編成されたチームでなければならない。

(注 2) 参加申込書の選手の記載順については、主将以下、その他の選手は背番号の若い順に記載すること。なお、選手の背番号は 0 番から 99 番（監督 30 番、主将 10 番）とする。兼任監督も選手欄へは選手として記載すること。

(4) 問い合わせ

- ア 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目 27 番 7 号
公益財団法人全日本軟式野球連盟
TEL 03-3404-8831 FAX 03-3479-2523
- イ 〒520-0807 滋賀県大津市松本一丁目 2 番 1 号
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局
(滋賀県国スポ・障スポ大会局 競技運営室 競技第一係)
TEL 077-528-3324 FAX 077-528-4836
- ウ 〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町 10 番地 5 号
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会事務局
(東近江市役所文化スポーツ部国スポ・障スポ競技課)
TEL 0748-24-5675 FAX 0748-24-5667
- エ 〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会事務局
(甲賀市役所教育委員会事務局国スポ・障スポ推進室)
TEL 0748-69-2253 FAX 0748-69-2290
- オ 〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目 13 番 30 号
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ草津市実行委員会事務局
(草津市役所教育委員会事務局国スポ・障スポ推進室)
TEL 077-561-6896 FAX 077-561-0181
- カ 〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目 5 番 22 号
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会事務局
(守山市役所総合政策部スポーツ振興課)
TEL 077-582-1169 FAX 077-582-0539
- キ 〒529-1698 滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目 1 番地

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ日野町実行委員会事務局
 (日野町役場教育委員会事務局生涯学習課国スポ・障スポ大会推進室)
 TEL 0748-52-6566 FAX 0748-52-4665

ク 〒523-0086 滋賀県近江八幡市津田町 18 番地
 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ近江八幡市実行委員会事務局
 (近江八幡市役所教育委員会事務局国スポ・障スポ推進課)
 TEL 0748-33-6600 FAX 0748-33-6622

10 参加上の注意

- (1) 2025 年度版「公認野球規則」「競技者必携」を持参すること。
- (2) 監督会議には、監督または主将は必ずユニフォームを着用し出席すること。欠席の場合は原則として棄権とみなす。

11 その他

(1) 組合せ抽選会

日 時 2025 年 9 月 5 日 (金) 午後 2 時
 場 所 公益財団法人全日本軟式野球連盟 会議室
 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目 27 番 7 号
 TEL 03-3404-8831 FAX 03-3479-2523

※ 公益財団法人日本スポーツ協会役員立会いのもと、公開抽選を行う。

(2) 監督会議

日 時 2025 年 10 月 3 日 (金) 午後 4 時
 場 所 クレフィール湖東
 〒527-0102 滋賀県東近江市平柳町 22 番地 3
 TEL 0749-45-3880 FAX 0749-45-3875

(3) 表彰式

内 容	日 時	会 場
1 位・2 位 表 彰 式	2025 年 10 月 7 日 (火) 試 合 終 了 後	A 東近江市ひばり公園湖東スタジアム
3 位・4 位 表 彰 式	2025 年 10 月 7 日 (火) 試 合 終 了 後	A 東近江市ひばり公園湖東スタジアム
5 位・6 位 表 彰 式	2025 年 10 月 6 日 (月) 試 合 終 了 後	A 東近江市ひばり公園湖東スタジアム
7 位・8 位 表 彰 式	2025 年 10 月 6 日 (月) 試 合 終 了 後	B 甲賀市民スタジアム